



## 議会日誌

(2月1日～4月30日まで)

### 議会を傍聴して 市の動きを知りましょう!

本会議は、一般に公開されており、どなたでも自由に傍聴することができます。議会での議員の発言や、市長の考えなどを直接聞くことができます。第2回定例会は、6月6日(火)から開会予定となっております。お気軽にお越しください。



#### ●2月●

- 3日 石岡地方斎場組合議会定例会
- 6日 新治地方広域事務組合議会定例会
- 7日 議会運営委員会  
全員協議会
- 9日 議会運営委員会  
第2回臨時会  
全員協議会

- 15日 土浦・かすみがうら土地区画整理  
一部事務組合第1回定例会

- 17日 霞台厚生施設組合議会定例会
- 20日 湖北環境衛生組合議会定例会
- 23日 議会運営委員会  
全員協議会

#### ●3月●

- 2日～22日 平成29年第1回定例会

- 2日 議会運営委員会  
全員協議会

- 8日～9日 平成29年第1回定例会議案審査  
特別委員会

- 13日～14日 平成29年第1回定例会議案審査  
特別委員会

- 22日 議会運営委員会  
全員協議会

#### ●4月●

- 19日 文教厚生委員会
- 20日 茨城県市議会議長会定例会
- 21日 議会だより編集特別委員会
- 25日～26日 関東市議会議長会定期総会

- 27日 市町村長・市町村議会議長会議
- 28日 議会だより編集特別委員会

## 所管事務の調査とは?

豆辞典

常任委員会は、その部門に属する市の事務に関して調査を行う権限を持っています。また、議会運営委員会は、議会の運営等に関して調査を行う権限を持っています。

この権限に基づいて行う調査を所管事務の調査といいます。

所管事務の調査権は、市から提案された予算案や条例案などの議案の審査とは違い、常任委員会が自主的にテーマを設定し、調査を行うものです。

所管事務の調査は、常任委員会及び議会運営委員会の権限であるので、委員会の自主的な決定があれば十分であり、本会議の干渉を受けません。

しかし、経費の関係や議会の全体的な運営との調整などの理由から、調査しようとするときは、あらかじめ議長に目的などを通知しなければならないとされています。

(参考 地方議会運営辞典)

## 編集後記

ご覧いただけます。

議会と市民をつなぐ広報紙としてさらなる充実を図り、発信力を高めていきたいと思います。

議会だより編集委員長 来栖 丈治

ご意見をお寄せ下さい